

令和4年2月7日
保健福祉部

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 手続きが始まります

概要

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の住民税均等割非課税世帯への確認書の発送と家計急変世帯からの申請の受け付けを2月9日（水）から開始します。

1 支給対象

次のいずれかに当てはまる世帯

(1) 住民税均等割非課税世帯

世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

(2) 家計急変世帯

令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

2 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

3 必要な手続き

(1) 住民税均等割非課税世帯の手続き

令和3年12月10日時点で住民登録をしている人のうち、該当する世帯に確認書を送付します。確認書は、確認や必要事項を記入し、必ず、書類が届いてから3か月以内に返送する必要があります。

(2) 家計急変世帯の手続き

対象となる世帯は、市に申請書の提出が必要です。申請書は、市役所の窓口（福祉総務課、各市民センターなど）、市のホームページなどに用意しています。

申請書の提出期限は、令和4年9月30日です。

※ 確認書の返送や申請書の提出は、原則、郵送でお願いします。

4 問い合わせ先

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当」

0955-53-8091（専用ダイヤル）

受付時間 平日8:30～17:15

（本件の問い合わせ先）

保健福祉部福祉総務課

担当：幸島、田原

電話：直通72-9252（内線2131）